

インボイスなんでも相談会が始まっています！

政府がインボイス施行日と定めた10月1日が近づくと、取引先からインボイス登録を強く要請されているが、どうすればよいか迷っている」「インボイス登録はしたけど、10月からの請求書・領収書は書式を変えるの？」といった相談が、民商でも増えています。

尾北民商では現在、右の通りインボイス対応についての、なんでも相談会を行っています。不安や分からないことがある方はご来場ください。

9月15日（金）
 9月20日（水）
 9月22日（金）
 9月27日（水）
 9月29日（金）

午前10～12時 午後5時～6時
 会場は、いずれも尾北民商事務所



2023年
 9月18日号
 TEL 0587-54-0524
 FAX 0587-54-1390

免税業者を排除するインボイス制度の廃止を！

インボイスに対応することと、インボイス制度に反対することは全く別の話です。

年の売り上げが一千万円に届かない免税業者は、



価格転嫁率が低く消費税を値段に上乗せできていないなどの配慮で消費税の申告が免除されているのです。そういった業者がインボイスの登録をすれば、生活費を削って消費税を

払うしかありません。

今でさえ税の滞納の新規発生する半分は消費税です。業者の規模に関係なく同じ税率が課され、赤字でも発生する消費税は不公平な逆進税です。インボイス制度が始まってしまうと滞納者数は一気に増加し、従来の制度ならば食べていけた業者が廃業と生活破綻に追い込まれる恐れがあります。

尾北民商は、当初からインボイス制度に一貫して反対してきました。これからも消費税の税率引き下げ、インボイス制度廃止の運動を続けます。

中小業者の営業と生活を守りましょう。皆さんご協力ください。

民商共済会～あなたも助け合いの輪の中に～

民商共済は民商運動の助け合いの理念でつくられました。すべての民商会員・配偶者が無条件で加入できます。

還元率が高く、月々1000円の掛け金で3日以上入院時に1日3000円の見舞金などの制度があります。また満65歳以前に加入した人は、75歳になったときに長寿祝い金が送られます。



また尾北民商共済会の独自制度として、2日（一泊）入院見舞金、新生児誕生祝い金があります。

民商共済会には、従業員や事業主の同居家族も加入できます。事業主・配偶者の加入には、年齢などの制限がありません。

まだ未加入の方は是非ご加入ください。

11月5日（日）にバスハイク、りんご狩りと奈良井宿に向かいます。来週のチラシをお楽しみに！

尾北民商婦人部は、毎月第3土曜日にパソコン記帳会！

パソコン記帳はどんなものか一度触ってみたい。わからない所だけ入力が入力されている。一人で入力してはどうしても進まない。どのような理由でも結構です。興味のある人は記帳会にご参加ください。

